

令和6年2月

第133回丹波市議会臨時會議案書

議案第1号

丹波市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月9日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市手数料条例の一部を改正する条例

丹波市手数料条例（平成16年丹波市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍、住民基本台帳関係の手数料の表を次のように改める。

戸籍、住民基本台帳関係の手数料

手数料を徴収する事項	単位	手数料の金額
1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき	円 450 (多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書を自動的に交付する機能を有するものという。以下同じ。）により交付する場合にあっては、350円)
2 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350
3 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発	戸籍電子証明書提供用	400

	行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	識別符号1件につき	
4 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	1通につき	750	
5 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	450	
6 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700	

同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
7 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき	350 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円)
8 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを見覧に供する事務	書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき	350
9 身分に関する証明	1件につき	300
10 印鑑に関する証明	1件につき	300 (多機能端末機により交付する場合にあっては、200円)
11 印鑑登録証の交付	1件につき	300
12 住民票の写し又は戸籍の附票の写しに関する証明	1件につき	300 (多機能端末機により交付する場合にあっては、200円)
13 住民票記載事項の証明	1件につき	300 (多機能端末機により交付する場合にあっては、200円)
14 不在籍に関する証明	1件につき	300
15 不在住に関する証明	1件につき	300
16 廃棄済証明	1件につき	300
17 住民基本台帳の閲覧	1人1件につき	300

#### 附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。